

# 面会等に関する変更

政府の緊急事態宣言の発出に伴い、当面の間、面会時間等下記の変更を行います

面会時間：15:00～19:00

- ・ 1回の面会時間は15分以内で。
- ・ 面会はお一人様のみで（マスク着用のこと）。
- ・ 面会の前に2F ナースセンターで検温・記帳のこと。

## 《面会及び分娩立合いのお断り》

緊急事態宣言の対象地域とされた東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・大阪府・兵庫県・福岡県にお住まいの方、並びに風邪症状のある方の面会及び分娩立合いもお断りさせていただきます。

ご理解・ご協力をお願い致します。

令和2年4月8日

かんの産婦人科クリニック 院長